

## 令和2年度(2020年度)

### 人権機関有田川 重点テーマ「思いやり」

6月8日(月)に人権機関有田川  
理事会を開催し、今年度の人権機関  
有田川の重点テーマを「思いやり」  
に決定しました。

#### 人権啓発標語の募集

今年も人権啓発標語の募集を行  
います。この取り組みは町民の皆さま  
一人一人に、人権について考えてい  
ただきたいという願いから、人権機  
関有田川・有田川町・有田川町教育  
委員会が毎年行っています。

〒643・0153

有田川町中井原136番地2

有田川町教育委員会社会教育課内  
人権機関有田川事務局 宛

● 応募期間 / 7月6日(月) ~ 9月

4日(金)

● 入賞

一般の部(高校生含む)・中学生  
の部・小学生の部の三部門で若干数  
を選考し、記念品を贈ります。

● 展示

入賞作品については、広報紙掲載  
やイベントでの展示、人権標語作品  
集の作成など、人権啓発推進のため、  
積極的に活用します。

● その他

応募作品は未発表のものに限りま  
す。作品の著作権は主催者に帰属し、  
主催者が応募者の承諾を得ず、啓発  
用教材などに使用する場合がありま  
す。応募作品は原則として返却しま  
せん。

- 内容 / 「思いやり」をテーマにし  
た標語
- 応募対象 / 町に在住、もしくは通  
勤・通学している方
- 応募方法  
作品に氏名(ふりがな)・年齢・  
学校名と学年(学生の場合)・住所・  
電話番号を記載し、事務局へご応募  
ください。
- 応募先  
※応募は一人一作品までです。

#### 感染症と人権への配慮

新型コロナウイルス感染症が国内  
で広がりを見せている中、感染した  
方やそのご家族、医療関係者など  
に対して、誤った情報や不確かな情報  
による差別、偏見、いじめ、SNS  
(ソーシャル・ネットワーキング・  
サービス)での誹謗中傷などの人権  
侵害があつてはなりません。次の項  
目をチェックしましょう。

① 新型コロナウイルス感染症に関連  
した差別や偏見などは許されるこ  
とではありません。

② このような差別や偏見などが拡が  
ることは、新型コロナウイルス感  
染症に対する人々の不安をおお  
り、感染拡大防止の妨げにもなり  
かねません。

③ 新型コロナウイルス感染症に関連  
して誤った情報や不確かな情報に  
惑わされて人権侵害につながるこ  
とがないよう、正しい情報に基づ  
いた冷静な判断のもと、一人一人  
がお互いを思いやる気持ちをもつ  
て行動しましょう。

#### ● 新型コロナウイルス感染症に関連 した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連  
して、感染者・濃厚接触者、医療従  
事者などに対する誤解や偏見に基づ  
く差別は決してあつてはなりません。  
法務大臣メッセージは YouTube

法務省チャンネル (<https://youtube.com/RYS00qCxo0>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型  
コロナウイルス感染症に関連する不  
当な差別・偏見・いじめなどの被害  
にあつた方からの人権相談を受け付  
けています。困ったときは一人で悩  
まず、私たちに相談してください。

#### ● 各種相談先

・ みんなの人権110番 / さまざま  
な人権問題の電話による相談

☎ 0570・003・110

・ 子どもの人権110番 / いじめ・  
虐待など子どもの人権問題

☎ 0120・007・110

・ 女性の人権ホットライン / 家庭内  
暴力など女性の人権問題

☎ 0570・070・810

#### お知らせ

##### 人権特設相談所

7月16日(木)、人権特設相談所  
を開設します。相談は無料で、秘密  
は厳守されます。

● 場所 / 金屋文化保健センター

● 時間 / 13時から16時まで

##### ■ 人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課

電話 22・4513

ファクス 32・4827